

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編附則 8	第 2 編附則 8	平成12年10月 1 日（指定日）における手持品課税の手続について所要の整備を図った。
第 8 編第 3 章 1	第 8 編第 3 章 1	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定包装の自主回収の認定の取扱いについて所要の整備を図った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
附則（平成 9 年法律第 21 号関係） 第 8 条 手持品課税等 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号。以下「租特改正法」という。）による改正後の酒税法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）附則第 8 条《手持品課税等》の規定に基づく平成 12 年 10 月 1 日（以下「指定日」という。）における手持品課税の取扱いについては、次による。 1 用語の意義 手持品課税の取扱いにおける用語の意義は、次による。 (1)～(8) 省略 (9) 「納税申告書」とは、改正法附則第 8 条第 20 項において準用する同条第 4 項に規定する申告書をいう。 2 貯蔵場所の範囲等 (1) 省略 (2) 一の税務署管内の 2 以上の場所にしょうちゅう乙類を所持している場合において、当該所持場所ごとのしょうちゅう乙類の所持数量の明細を添付して納税申告書の提出があったときは、一の貯蔵場所（原則として、当該所持場所のうち、しょうちゅう乙類の所持数量が最も多い場所とする。）において所持していたものとして取り扱う。 削除 削除	附則（平成 9 年法律第 21 号関係） 第 8 条 手持品課税等 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号。以下「租特改正法」という。）による改正後の酒税法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）附則第 8 条《手持品課税等》の規定に基づく平成 10 年 10 月 1 日（以下「指定日」という。）における手持品課税の取扱いについては、次による。 1 用語の意義 手持品課税の取扱いにおける用語の意義は、次による。 (1)～(8) 同左 (9) 「納税申告書」とは、改正法附則第 8 条第 16 項において準用する同条第 4 項に規定する申告書をいう。 2 貯蔵場所の範囲等 (1) 同左 (2) 一の税務署管内の 2 以上の場所にしょうちゅう乙類を所持している場合において、当該所持場所ごとのしょうちゅう乙類の所持数量の明細を添付して納税申告書の提出があったときは、一の貯蔵場所（原則として、当該所持場所のうち、しょうちゅう乙類の所持数量が最も多い場所とする。）において所持していたものとして取り扱う。 <u>（注）所持場所ごとのしょうちゅう乙類の所持数量の明細として、「手持品課税対象酒類の明細書」を各所持場所ごとに作成し、納税申告書に添付のある場合に限り、一の貯蔵場所として取り扱うのであるから留意する。</u> 3 酒類業者の記帳 <u>納税義務者に該当すると見込まれる酒類業者に対する記帳指導は、次による。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>3</u> 省略 <u>4</u> 酒税額等の計算 手持品課税に係る酒税額の計算に当たっては、次による。 (注) 2 の(2)に該当する場合については、各貯蔵場所における所持数量を合計して酒税額を計算するのであるから留意する。 (1) 手持品課税に係る酒税額 次に掲げるしょうちゅう乙類の手持品課税に係る酒税額については、それぞれに掲げる金額であ	(1) <u>酒類業者（料飲店等を除く。）に対しては、平成10年9月26日から同年10月10日までの間におけるしょうちゅう乙類の払出数量については、第46条関係の4《記帳義務における記帳の取扱い》の定めにかかわらず、卸売したもの以外のものについても、毎日記帳させる。</u> <u>なお、毎日の払出数量の記帳に当たり、販売先ごとの取引が一定数量（1,800ミリリットル容器詰品30本相当）以上であるときは、当該取引に係る内容（販売先及び販売先ごとの販売数量）を記帳するように指導する。ただし、当該取引に係る内容が、会計帳簿又は伝票等において明らかな場合には、酒類受払帳（令第52条《記帳義務》第2項に規定する事項を記載する帳簿をいう。以下同じ。）への記帳を省略させることができる。</u> (2) <u>平成10年9月26日午前零時及び指定時における貯蔵場所ごとのしょうちゅう乙類の所持数量については、現物確認を行い、酒類受払帳の残高と照合した上で、酒類受払帳に計上するようにさせる。</u> (3) <u>料飲店等に対しては、当該料飲店等の所属する組合等を通じて手持品課税の趣旨を徹底するとともに、(1)の規定に準じて記帳するなど、指定時におけるしょうちゅう乙類の所持数量を後日においても確認できるような方法を講じておくよう説明する。</u> <u>4</u> 同左 <u>5</u> 酒税額等の計算 手持品課税に係る酒税額の計算に当たっては、次による。 (注) 2 の(2)に該当する場合については、各貯蔵場所における所持数量を合計して酒税額を計算するのであるから留意する。 (1) 手持品課税に係る酒税額 次に掲げるしょうちゅう乙類の手持品課税に係る酒税額については、それぞれに掲げる金額であ

改 正 後	改 正 前
るから留意する。 イ 措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの 租特改正法による改正後の措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》第4項に規定する税率により算出した酒税額と同条第3項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額 ロ イ以外のもの <u>法第22条《課税標準及び税率》第1項第3号に規定する税率により算出した酒税額と改正法附則第4条《しょうちゅう及びウイスキー類に係る税率の特例》第3項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</u> (2) 省略 <u>5 納税申告書の提出</u> 納税申告書は、しょうちゅう乙類の貯蔵場所ごとに、当該貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出させる。 削除	るから留意する。 イ 措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの 租特改正法による改正後の措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》第3項に規定する税率により算出した酒税額と同条第2項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額 ロ イ以外のもの <u>改正法附則第4条《しょうちゅう及びウイスキー類に係る税率の特例》第3項に規定する税率により算出した酒税額と同条第2項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</u> (2) 同左 <u>6 納税申告書の提出</u> 納税申告書は、しょうちゅう乙類の貯蔵場所ごとに、「平成10年10月1日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書」により、当該貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出させる。 <u>7 手持品課税に係る酒税額の納付等</u> (1) <u>次に掲げる場合の手持品課税に係る酒税の納期限は、平成11年3月31日であるから留意する。</u> <u>イ 納税義務者が期限後申告書又は修正申告書を平成11年3月31日前に提出した場合</u> <u>ロ 納税義務者が更正又は決定を受けた場合において、当該更正又は決定に係る通則法第35条《申告納税方式による国税等の納付》第2項第2号に規定する納期限が平成11年3月31日前に到来する場合</u> (2) <u>納税申告書の提出期限から納期限までに相当の期間があることから、関係部門及び関係酒類業組合と連携を密にして、納税義務者に対し、期限内納付の励行を説明する。</u> (3) <u>期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告</u>

改 正 後	改 正 前
削除 6 指定時以後における戻し入れ酒類の取扱い 改正法附則第8条《手持品課税等》第20項において準用する同条第7項の規定により、手持品課税が行われたしょうちゅう乙類が指定時以後酒類の製造場に戻し入れ又は移入された場合における法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。 (1)～(2) 省略 (注) 手持品課税が行われないしょうちゅう乙類	書を受理した場合又は更正若しくは決定を行った場合には、当該期限内申告書等は納付すべき税額の徴収決定等を行うため管理徴収部門に回付する。 (注) 平成9年10月1日若しくは平成10年5月1日現在における手持品課税対象酒類の酒税の期限後申告書若しくは修正申告書を受理した場合又は更正若しくは決定を行った場合についても同様とする。 8 手持酒類の調査等 手持品課税の適正な実施を期するため、手持酒類の調査等については、次による。 (1) 酒類業者が指定時においてしょうちゅう乙類を400リットル以上所持するかどうかについて、あらかじめ、資料情報等により調査し、は握する。 (2) 納税義務者に該当すると認められる酒類業者に対しては、必要に応じて、指定日以後、その貯蔵場所におけるしょうちゅう乙類の所持数量の確認調査を行う。 (3) 納税義務者に該当すると認められる酒類業者で納税申告書の提出がない者又は申告された酒税額が適正でないと認められる者等に対しては、その事実の認められた日以後速やかに調査を行う。 (4) 各税務署長は、複数の税務署管轄区域に貯蔵場所を有する酒類業者について必要と認める場合には、本店所在地の所轄税務署長あて所持数量を通報する。 9 指定時以後における戻し入れ酒類の取扱い 改正法附則第8条《手持品課税等》第16項において準用する同条第7項の規定により、手持品課税が行われたしょうちゅう乙類が指定時以後酒類の製造場に戻し入れ又は移入された場合における法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。 (1)～(2) 同左 (注) 手持品課税が行われないしょうちゅう乙類

改 正 後	改 正 前
が、酒類の製造場に戻し入れ又は移入された場合の法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、平成12年9月30日以前の適用税率により課された酒税額を控除又は還付するのであるから留意する。 <u>7</u> その他 (1) 省略 削除 <u>(2)</u> 省略	が、酒類の製造場に戻し入れ又は移入された場合の法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、平成10年9月30日以前の適用税率により課された酒税額を控除又は還付するのであるから留意する。 <u>10</u> その他 (1) 同左 <u>(2)</u> <u>手持品課税が行われた酒類についての証明</u> <u>納税申告書が提出された後、手持品課税が行われた酒類の販売業者から、当該者の指定時におけるしょうちゅう乙類の所持数量の内容等について証明を受けたい旨の申請があった場合には、税務署長は、申告書等に基づき、その内容等が明らかにされているものについて証明する。</u> <u>(3)</u> 同左

改 正 後	改 正 前
第 8 編 酒類行政法令関係 第 3 章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係 1 法第18条の自主回収の認定の取扱い 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112号。以下この第 3 章において「容器包装リサイクル法」という。）第18条に定める酒類に係る<u>特定容器又は特定包装</u>（以下この第 3 章において「<u>特定容器等</u>」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。 (1) 省略 (2) 認定の方法 自主回収の認定は、<u>特定容器等の種類ごと（色、素材、重量、容量、用途又は形状（以下この第 3 章において「色等」という。）が異なる特定容器等ごと）</u>に行うこととし、色等が異なる複数の種類の<u>特定容器等</u>が同一の方法で回収、再利用等されており、色等別の回収率がおおむね等しくなるものと推定できる場合には、それらをあわせて認定をすることができるものとする。 (3) 主務大臣への申出の方法 主務大臣への申出に当たっては、自主回収の認定を受けようとする<u>特定容器等</u>ごとに、次の(4)に示す方法により算定した<u>過去 3 事業年度分（事業年度が 1 年でない場合は、直近終了事業年度終了の日前 3 年間）</u>に関する利用量（又は販売量）、回収量及び回収率並びに回収方法を記載した申請書及び次に掲げる書類及び図面を添付をし、大蔵大臣に 3 部（大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣宛それぞれ 1 部。）提出するものとする。 （注） 自主回収の認定の申出は毎年度行う必要はないのであるから留意する。 イ 回収経路の概略がわかる書類（回収のフロー図） ロ <u>認定を受けようとする特定容器等の形状、プリント図、大きさ等を明示する図面</u>	第 8 編 酒類行政法令関係 第 3 章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係 1 法第18条の自主回収の認定の取扱い 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112号。以下この第 3 章において「容器包装リサイクル法」という。）第18条に定める酒類に係る<u>ガラス製容器及びポリエチレンテレフタレート製容器</u>の自主回収の認定の取扱いは次による。 (1) 同左 (2) 認定の方法 自主回収の認定は、<u>特定容器の種類ごと（色、素材、重量、容量、用途又は形状が異なる特定容器ごと）</u>に行うこととし、色等が異なる複数の種類の<u>特定容器</u>が同一の方法で回収、再利用等されており、色等別の回収率がおおむね等しくなるものと推定できる場合には、それらをあわせて認定をすることができるものとする。 (3) 主務大臣への申出の方法 主務大臣への申出に当たっては、自主回収の認定を受けようとする<u>特定容器</u>ごとに、次の(4)に示す方法により算定した<u>過去 3 年度分</u>に関する利用量（又は販売量）、回収量及び回収率並びに回収方法を記載した申請書及び次に掲げる書類又は図面を添付をし、大蔵大臣に 3 部（大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣宛それぞれ 1 部。）提出するものとする。 （注） 自主回収の認定の申出は毎年度行う必要はないのであるから留意する。 イ 回収経路の概略がわかる書類（回収のフロー図） ロ <u>認定を受けようとする特定容器の形状を明示する図面</u>

改 正 後	改 正 前
ハ <u>他の特定容器等と区別が困難な場合には、認定を受けようとする特定容器等を判別し回収する根拠を記載した書類</u> ニ <u>認定を受けようとする特定容器等の回収の方法に応じ、次に掲げる書類</u> (イ) <u>自ら回収する場合には、直近終了の事業年度における回収店舗・場所の名称・所在地及び回収量の一覧表</u> (ロ) <u>当該特定容器等を用いた商品の卸売、小売等を行う事業者へ委託して回収する場合には、直近終了の事業年度における特定容器等を回収する卸業者等の名称、所在地及びその回収量の一覧表</u> (ハ) <u>回収業者に委託して回収する場合には、直近終了の事業年度における回収を委託した回収業者の名称、所在地及びその回収量の一覧表</u> ホ <u>直近終了の事業年度における利用量（又は販売量）及び回収量を算定した根拠を記載した書類</u> （注） 認定に当たって必要がある場合には、利用量（又は販売量）又は回収量等について、<u>上記書類の他、更に詳細な書類の提出を求めることとする。</u> ヘ <u>直近終了の事業年度における回収した特定容器等の利用、処理等の状況を記載した書類</u> ト 「おおむね90%」の回収率を維持・達成するための方法を記載した書類 (4) <u>利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の算定方法</u> 認定を受けようとする<u>特定容器等</u>の利用量（又は販売量）、回収量及び回収率は、以下の方法により算定する。 イ <u>利用量（又は販売量）</u> (イ) <u>特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者については、当該特定容器等1個（又は枚）当たりの重量に、当該特定容器等を用いた商品の</u>	新設 ハ <u>認定を受けようとする特定容器の回収の方法に応じ、次に掲げる書類</u> (イ) <u>自ら回収する場合には、直近の事業年度における回収店舗・場所の所在地・名称及び回収量の一覧表</u> (ロ) <u>当該特定容器を用いた商品の卸売、小売等を行う事業者へ委託して回収する場合には、直近の事業年度における特定容器を回収する卸業者等の名称、所在地及びその回収量の一覧表</u> (ハ) <u>回収専門業者に委託して回収する場合には、直近の事業年度における回収を委託した回収専門業者等の名称、所在地及びその回収量の一覧表</u> ニ <u>直近の事業年度における利用量（又は販売量）及び回収量を算定した根拠を記載した書類</u> （注） 認定に当たって必要がある場合には、<u>用量（又は販売量）又は回収量等について、上記書類以外の詳細な書類の提出を求めることとする。</u> ホ <u>直近の事業年度における回収した特定容器の利用等の状況を記載した書類</u> ヘ 「おおむね90%」の回収率を維持・達成するための方法を記載した書類 (4) <u>利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の算定方法</u> 認定を受けようとする<u>特定容器</u>の利用量（又は販売量）、回収量及び回収率は、以下の方法により算定する。 イ <u>利用量（又は販売量）</u> (イ) <u>特定容器利用事業者については、当該特定容器1個当たりの重量に、当該特定容器を用いた商品の各事業年度の販売数を乗じて得た量（単</u>

改 正 後	改 正 前
各事業年度の販売数を乗じて得た量（単位kg）を利用量とする。 <u>なお、特定容器等 1 個（又は枚）当たりの重量が 1 グラムに満たないような場合は、この量に代えて、商品 1 ロット（ 1 ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器等の重量を用いることができる。</u> (ロ) 特定容器製造等事業者については、当該特定容器 1 個当たりの重量に、当該特定容器の各事業年度の販売数を乗じて得た量（単位kg）を販売量とする。 <u>なお、特定容器 1 個当たりの重量が 1 グラムに満たないような場合は、この量に代えて、商品 1 ロット（ 1 ダース等、出荷時の箱詰め等の単位）当たりの特定容器の重量を用いることができる。</u> ロ 回収量 各事業年度に回収した、<u>自己が利用した当該特定容器等と同一の色等の特定容器等の総重量</u>（単位kg）を回収量とする。 <u>なお、当該特定容器等をカレット、フレーク、ペレット等（以下この第 3 章において「カレット等」という。）として回収した場合には、それが当該特定容器等と同一の色等の特定容器等に係るカレット等であると確認できるもの（市町村が収集を行った特定容器等が再商品化されてカレット等となったものを除く。）に限り、回収量に含めることができる。</u> ハ 回収率 ロの回収量をイの利用量（又は販売量）で除して得た値（百分率。ただし、小数点以下第 2 位を四捨五入。）とする。 (5) 申出の期限 自主回収の認定を受けようとする事業者は、認定を受けて当該特定容器等に係る再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度の 6 月末日までに⁽³⁾	位kg）を利用量とする。 (ロ) 特定容器製造等事業者については、当該特定容器 1 個当たりの重量に、当該特定容器の各事業年度の販売数を乗じて得た量（単位kg）を販売量とする。 ロ 回収量 各事業年度に回収した<u>当該特定容器の総重量</u>（単位kg）を回収量とする。 <u>なお、当該特定容器をカレット又はフレークとして回収した場合には、それが当該特定容器に係るカレット又はフレークであると確認できるもの（市町村が収集を行った特定容器が再商品化されてカレット又はフレークとなったものを除く。）に限り、回収量に含めることができる。</u> ハ 回収率 ロの回収量をイの利用量（又は販売量）で除して得た値（百分率。ただし、小数点以下第 2 位を四捨五入。）とする。 (5) 申出の期限 自主回収の認定を受けようとする事業者は、認定を受けて当該特定容器に係る再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度の 6 月末日までに⁽³⁾の

改 正 後	改 正 前
の「自主回収認定申請書」を提出するものとする。 (6) 自主回収の状況の報告 自主回収の認定を受けた事業者は、容器包装リサイクル法第39条の規定に基づき、原則として毎事業年度終了後2月以内に、認定を受けた特定容器等ごとに利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の実績をとりまとめた報告書を大蔵大臣に1部提出するものとする。 （注）1 必要がある場合には、利用量（又は販売量）又は回収量等について、必要に応じ更に詳細な書類の提出を求めることとする。 2 自主回収状況報告書の提出がない場合又は認定を受けた回収の方法が「おおむね90%」の回収率を達成するために不適切なものとなったと認める場合には、容器包装リサイクル法第18条第3項の規定に基づき認定を取り消すことがあるので留意する。	「自主回収認定申請書」を提出するものとする。 (6) 自主回収の状況の報告 自主回収の認定を受けた事業者は、容器包装リサイクル法第39条の規定に基づき、原則として毎事業年度終了後速やかに、認定を受けた特定容器ごとに利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の実績をとりまとめた報告書を大蔵大臣に1部（大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣あて）提出するものとする。 （注）1 必要がある場合には、利用量（又は販売量）又は回収量等について、必要に応じ更に詳細な書類の提出を求めることとする。 2 自主回収状況報告書の提出がない場合又は認定を受けた回収の方法が「おおむね90%」の回収率を達成するために不適切なものとなったと認める場合には、容器包装リサイクル法第18条第3項の規定に基づき認定を取り消すことがあるので留意する。